# 令和6年11月5日公告　西区役所におけるシェアサイクルポート設置に係る
# 名古屋市有地の一時貸付に関する質問及び回答

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 1 | シェアサイクル設置時にラックの設置は可能か。<br>また、可能な場合、スペースいっぱいにラックを設置しなければいけないのか。 | 仕様書４(3)カのとおり、原則として自転車ラック等を設置していただきます。<br>ラックを設置する場合の設置数については、賃借人が設定する基本駐輪台数分を設置してください。 |
| 2 | 看板の掲示は可能か。 | 仕様書４(1)アのとおりシェアサイクル用自転車の配置及びシェアサイクル事業に必要な看板等を設置してください。また設置にあたっては原状回復が可能な方法で行ってください。 |
| 3 | 入札参加の際に必要な「入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営するシェアサイクルポートを設置した実績を証明するもの」に関しまして、3年以上前に名古屋市と締結したシェアサイクル設置に関する契約書を原契約とする3年以内の変更協定書の提出でも可能か。 | 当該変更協定書でシェサイクルポートの設置実績を確認できるのであれば、「3年以上前に名古屋市と締結したシェアサイクル設置に関する契約書」は不要です。 |